

# 65歳以上の介護保険

## あなたの保険料を確認してみましよう



平成24年度から26年度までの保険料の基準額は、4万9200円（月額4100円）となっています。保険料は基準額をもとに、本人や世帯員の住民税課税状況や、本人の前年中の所得に応じて決まります。（保険料段階表参照）

**保険料の納め方**  
 保険料は65歳になった月（誕生日の前日が属する月）分から納めます。納め方は特別徴収と普通徴収があります。保険料の納付書は7月中旬に郵送しますので、内容を確認の上、納付してください。

■特別徴収（年金天引）  
 老齢（退職）、遺族、障害年金が年額18万円以上の人が特別徴収（納付書または口座振替）

■普通徴収（納付書または口座振替）  
 老齢（退職）、遺族、障害年金が年額18万円未満の人が普通徴収

年金が18万円以上の人でも、次のような場合には一定の期間、普通徴収となります。◇年度途中で65歳となった場合 ◇他の市区町村から転入した場合 ◇収入申告のやり直しなどで保険料の所得段階が変更になった場合 ◇年金担保、年金差し止めなどで年金が停止した場合

■口座振替が便利  
 口座振替を利用すると、納めに行く手間が省け、納め忘れの心配がありません。保険料の納付書、預（貯）金通帳、通帳の届出印を持参し、口座振替を希望される金融機関へ

申し込みください。  
**保険料の納め忘れに注意**  
 滞納している期間に応じて給付の制限が定められています。保険料は忘れずに納付してください。災害などの特別な事情で納付が困難な場合は相談ください。

問い合わせ  
 高齢者福祉課 ☎(50)1208

### 金婚祝賀会へのご招待



結婚50周年を迎えるご夫婦を祝賀会に招待し、お祝いします。参加を希望される人は、高齢者福祉課、各支所へ申し込みください。

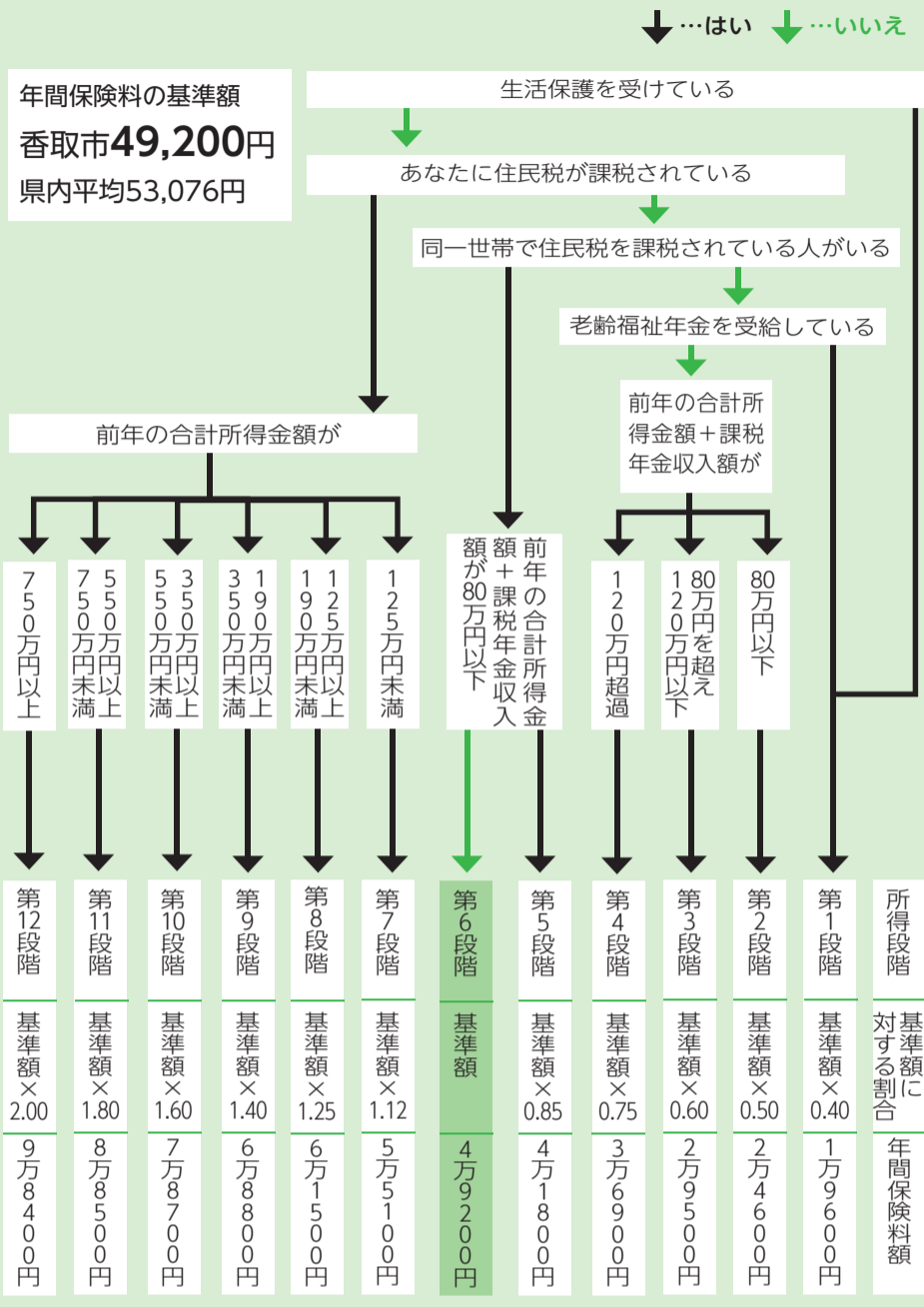
■対象 昭和38年4月1日から昭和39年3月31日の間に婚姻の届出をされ、夫婦とも健在であること

■申込期限 7月31日（水）

■持物 印鑑

■申し込み・問い合わせ 高齢者福祉課 ☎(50)1208

### ■保険料段階表



### ■利用者負担限度額（1日あたり）

利用者負担段階	居住費				食費	
	ユニット型 個室	ユニット型 準個室	従来型 個室	多床室		
軽減対象者 第1段階	世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者、生活保護の受給者	820円	490円	490円(320円)	0円	300円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	820円	490円	490円(420円)	320円	390円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で上記に該当しない人	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	320円	650円

【参考】

水準額	本人か世帯員いずれかが市民税課税者	1,970円	1,640円	1,640円(1,150円)	320円	1,380円
-----	-------------------	--------	--------	----------------	------	--------

※（ ）は、特別養護老人ホームを利用した場合  
 ※水準額は平均的なもので、実際は施設と利用者間で契約により決められます

**介護サービス費用の軽減制度・更新申請受け付け中**

■居住費・食費の軽減  
 特別養護老人ホームや介護老人保健施設、介護療養型医療施設に入所または短期入所する際、世帯全員が市民税非課税の場合に、居住費と食費を軽減できる制度があります。所得に応じた利用者負担限度額（左表）を超えた分は、介護保険から給付されます。この軽減を受けるには、市への申請が必要です。

■社会福祉法人が行う軽減  
 特定の社会福祉法人が提供する、介護サービス利用者負担額の軽減制度があります。この制度は、生計を維持することが困難な人を対象としているため、申請には世帯全員の収入・預貯金・資産・扶養状況を確認できる書類が必要です。まずは、事前に市へ相談ください。※すでにこれらの認定を受けている人も、6月30日（日）で期限が切れるため、更新の申請をしてください

問い合わせ  
 高齢者福祉課 ☎(50)1208